

魅力あるコミュニティ助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじ（通称 サマージャンボ等宝くじ。以下「宝くじ」という。）の交付金等を財源として、自治会、町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体（以下「コミュニティ組織」という。）の活動に直接必要な設備・施設の整備に対し、助成を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 この事業は、コミュニティ組織が実施するもので、同一年度内で完了することが見込まれる次の備品整備・施設整備事業に対して市町村を通じて助成するものとする。

(1) 備品整備

①一般備品

- ア. コミュニティ行事関連
- イ. 集会施設関連
- ウ. 地区生活安全関連
- エ. 防災関連
- オ. その他

②伝統芸能備品

(2) 住民センター整備

①新築

②改築・改修

(助成割合及び助成金額)

第3条 助成割合及び助成金額は、次のとおりとする。

(1) 備品整備の助成割合は、助成対象経費の10分の10以内とする。

ただし、助成金の額は、200万円を上限とする。

(2) 住民センター整備の助成割合は、助成対象経費の2分の1以内とする。

ただし、助成金の額は、新築の場合は500万円、改築・改修の場合は250万円を上限とする。

(3) 備品整備及び住民センター整備（改築・改修）を併せて申請する場合の助成割合は、次のとおりとする。

①備品整備

助成対象経費の10分の10以内とする。

ただし、助成金の額は、120万円を上限とする。

②住民センター整備（改築・改修）

助成対象経費の2分の1以内とする。

ただし、助成金の額は、80万円を上限とする。

(4) 助成金の額は千円未満を切り捨てとする。

(助成金の交付申請手続)

第4条 市町村は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）を協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、交付申請を受けた場合は、当該申請書類を審査し、助成金の交付が適当であると認めた時は交付決定をし、その旨を申請のあった市町村へ通知する。

(事業の変更)

第6条 市町村は、事業内容に変更があったときには、速やかに協会と協議し、その結果必要がある場合は、助成金変更交付申請書（別記様式第2号）を理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の交付請求及び実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が行う助成対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書及び助成金交付請求書（別記様式第3号）を理事長へ提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第8条 理事長は、前条の書類により事業の完了を確認したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(調査)

第9条 理事長は、必要があるときは、市町村に対して説明を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市町村は、前項の説明又は調査に対し協力しなければならない。

(市町村の責務及び協力)

第10条 助成金の交付決定を受けた市町村は、コミュニティ組織が助成対象事業を適正かつ迅速に実施しているかどうかを監督し、コミュニティ組織の経理を明らかにするため、必要な帳簿の整備、経理事務等について指導しなければならない。

2 助成金の交付を受けた市町村は、本助成事業の財源が宝くじの交付金等であることに鑑み、市町村が行う広報活動等を通じ、宝くじの広報普及活動へ協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(別記様式第1号の1)

第 号
年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書（備品整備用）

下記のとおり標記に関する事業を行いたいのので、魅力あるコミュニティ助成事業
実施要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織名称	
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 本件該当地域の人口	人（年 月現在）

2. 備品整備内容

別紙内訳一覧表を作成し、添付してください。

3. 助成申請額

事業費総額（A+B+C）	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

4. 助成を必要とする理由

5. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業計画内容

(2) 事業完了予定日

年 月 日

(3) 備品の保管場所（保管施設名及び所在地住所を記載）

6. 連絡責任者

所 属	部 課（室） 係
職・氏名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

7. 添付資料

- (1) コミュニティ組織の規約等
- (2) コミュニティ活動の活動状況（事業計画・事業報告）
- (3) コミュニティ組織の収支予算書・収支決算書（直近のもの）
- (4) 事業内容にかかる見積書、カタログ等の参考資料。

※伝統芸能備品の修繕については、現況写真。

- (5) 備品の保管場所の所在地図

8. 優先順位欄（複数の団体の申請を行っている市町村については、優先順位をつけてください。）

件 中 位

別紙 助成申請備品内訳表

1. 第2条に定める助成金の対象区分を次のとおり記載してください。
 一般備品の場合は、「ア」から「オ」。
 伝統芸能備品の場合は、「伝」。
2. 備考欄には次の内容を記載してください。
 (1) 使用する自治会名（上部組織での申請時のみ。）
 (2) 主となる備品と併せて購入する付属品については、主となる申請備品
 例：「太鼓バチ」の備考欄に、「●行目の締太鼓の付属品」と記載

対象 区分	申請備品	数量 (A)	事業費（税込み） (B) (円)	小計 (A) × (B) (円)	備考
	事業費総額				円

(別記様式第1号の2)

第 号
年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書（住民センター整備用）

下記のとおり標記に関する事業を行いたいのので、魅力あるコミュニティ助成事業
実施要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織名称	
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 本件該当地域の人口	人（年 月現在）

2. 助成対象区分（いずれかに○を付けてください。重複回答も可。）

新築		改築・改修		
災害対応	高齢化・少子化 対応	災害対応	高齢化・少子化 対応	その他

3. 助成申請額

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

4. 助成を必要とする理由

5. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業計画内容

(2) 事業着工予定日及び完了予定日

着工予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

(3) 対象施設工事の実施場所（施設名及び所在地住所を記載）

6. 連絡責任者

所 属	部 課（室） 係
職・氏名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

7. 添付資料

- (1) コミュニティ組織の規約等
- (2) コミュニティ活動の活動状況（事業計画・事業報告）
- (3) コミュニティ組織の収支予算書・収支決算書（直近のもの）
- (4) 事業内容にかかる見積書等の参考資料
- (5) 施設の設計図面（※改築・改修については、現況写真も添付すること。）
- (6) 土地の所有又は利用状況が把握できる書類（登記簿謄本、貸借契約書等）
- (7) 建物の所有又は利用状況が把握できる書類（改築・改修のみ、登記簿謄本、貸借契約書等）
- (8) 対象施設工事の実施場所の所在地図

8. 優先順位欄（複数の団体の申請を

行っている市町村については、優先順位をつけてください。）

件 中 位

(別記様式第1号の3)

第 号
年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金交付申請書（備品整備及び住民センター用）

下記のとおり標記に関する事業を行いたいので、魅力あるコミュニティ助成事業
実施要綱第4条の規定により申請します。

記

1. 事業実施団体

1. 組織名称	
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒
3. 代表者氏名	
4. 結成年月日	年 月 日
5. 本件該当地域の人口	人（年 月現在）

2. 整備内容

- (1) 備品整備 別紙内訳一覧表を作成し、添付してください。
(2) 住民センター整備（いずれかに○を付けてください。重複回答も可。）

改築・改修		
災害対応	高齢化・少子化 対応	その他

3. 助成申請額

(1) 備品整備

事業費総額 (A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

(2) 住民センター整備

事業費総額 (A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

(3) (1) 及び (2) の合計額

事業費総額 (A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成申請額(C)
円	円	円	円

4. 助成を必要とする理由

5. 助成申請事業の実施計画

(1) 備品整備

①事業計画内容

②事業完了予定日

年 月 日

③備品の保管場所（保管施設名及び所在地住所を記載）

(2) 住民センター整備

①事業計画内容

②事業着工予定日及び完了予定日

着工予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

③対象施設工事の実施場所（施設名及び所在地住所を記載）

6. 連絡責任者

所 属	部 課 (室) 係
職 ・ 氏 名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

7. 添付資料

- (1) コミュニティ組織の規約等
- (2) コミュニティ活動の活動状況（事業計画・事業報告）
- (3) コミュニティ組織の収支予算書・収支決算書（直近のもの）
- (4) 備品整備

①事業内容にかかる見積書、カタログ等の参考資料

※伝統芸能備品の修繕については、現況写真

- (5) 住民センター整備

①事業内容にかかる見積書等の参考資料

②施設の設計図面、現況写真

③土地の所有又は利用状況が把握できる書類（登記簿謄本、貸借契約書等）

④建物の所有又は利用状況が把握できる書類（登記簿謄本、貸借契約書等）

⑤対象施設工事の実施場所の所在地図

8. 優先順位欄（複数の団体の申請を行っている市町村については、優先順位をつけてください。）

	件中 位
--	---------

別紙 助成申請備品内訳表

1. 対象区分は、第2条に定める助成金の対象区分を次のとおり記載してください。

一般備品の場合は、「ア」から「オ」。伝統芸能備品の場合は、「伝」。

2. 備考欄には次の内容を記載してください。

(1) 使用する自治会名（上部組織での申請時のみ。）

(2) 主となる備品と併せて購入する付属品については、主となる申請備品

例：「太鼓バチ」の備考欄に、「●行目の締太鼓の付属品」と記載

対象 区分	申請備品	数量 (A)	事業費（税込み） (B) (円)	小計 (A) × (B) (円)	備考
	事業費総額				円

(別記様式第 2 号)

第 号
年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業助成金変更交付申請書

年 月 日付で助成の決定を受けた事業について下記のとおり変更したいので、魅力ある
コミュニティ助成事業実施要綱第 6 条の規定により申請いたします。

記

1. 当初決定内容

市町村名	実施団体名	決定額	事業内容
		円	

2. 事業の変更内容

変更事項	変更理由

3. 事業金額の変更内容

(単位：円)

内容（変更となる部分）	変更前			変更後			差額
	単価	数量	計	単価	数量	計	
合計							

4. 連絡責任者（市町村担当者の所属、氏名、電話、メールアドレス）

5. 添付資料（変更後の見積書、設計図面、カタログなどの参考資料）

(別記様式第3号の1)

第 号
年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業実績報告書及び助成金交付請求書
(備品整備用)

年 月 日付 号で助成の決定を受けた事業が完了しましたので、魅力ある
コミュニティ助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり報告するとともに、併せて助成金の
交付を請求いたします。

1. 事業実施団体名称

2. 事業実施内容

(1) 内容

(2) 完了日

3. 事業費内訳

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

4. 助成金振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行		支店
ふりがな			
口座名			
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段	口座番号	No.

5. 連絡責任者（市町村担当者の所属、氏名、電話、メールアドレス）

6. 添付資料

- (1) この助成金の収支に関する歳入歳出予算書の写し
- (2) 助成対象事業にかかる請求書又は領収書の写し
- (3) 助成金の対象となったものの写真

(別記様式第3号の2)

第 号
年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業実績報告書及び助成金交付請求書
(住民センター整備用)

年 月 日付 号で助成の決定を受けた事業が完了しましたので、魅力ある
コミュニティ助成事業実施要綱第7条
の規定により、下記のとおり報告するとともに、併せて助成金の交付を請求いたします。

1. 事業実施団体名

2. 事業実施内容

(1) 内容

(2) 完了日

3. 事業費内訳

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

4. 助成金振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行 支店		
ふりがな			
口座名			
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段	口座番号	No.

5. 連絡責任者（市町村担当者の所属、氏名、電話、メールアドレス）

6. 添付資料

- (1) この助成金の収支に関する歳入歳出予算書の写し
- (2) 助成対象事業にかかる請求書又は領収書の写し
- (3) 助成金の対象となったものの写真
- (4) 助成対象施設の登記簿謄本（新築、建て替えのみ）

(別記様式第3号の3)

第 号
年 月 日

公益財団法人 群馬県市町村振興協会
理事長 様

市町村長

年度魅力あるコミュニティ助成事業実績報告書及び助成金交付請求書
(備品整備及び住民センター整備用)

年 月 日付 号で助成の決定を受けた事業が完了しましたので、魅力ある
コミュニティ助成事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり報告するとともに、併せて助成金の
交付を請求いたします。

1. 事業実施団体名

2. 事業実施内容

(1) 備品整備

①内容

②完了日

(2) 住民センター整備

①内容

②完了日

3. 事業費内訳

(1) 備品整備

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

(2) 住民センター整備

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

(1) 及び (2) の合計

事業費総額(A+B+C)	市町村補助額(A)	住民負担額(B)	協会助成額(C)
円	円	円	円

4. 助成金振込先

ふりがな			
金融機関名	銀行		支店
ふりがな			
口座名			
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段	口座番号	No.

5. 連絡責任者（市町村担当者の所属、氏名、電話、メールアドレス）

6. 添付資料

- （1）この助成金の収支に関する歳入歳出予算書の写し
- （2）助成対象事業にかかる請求書又は領収書の写し
- （3）助成金の対象となったものの写真

魅力あるコミュニティ助成事業にかかる取扱いについて

1. 助成金の対象について

- 1) 備品については、単価が 3 万円以上のものを対象とする。
ただし、単価が 3 万円未満であっても、以下のものは対象とする。
 - ① 複数揃えることで、コミュニティ活動の役割を果たすもの。（法被など）
 - ② 主となる備品と併せて購入する付属品。（太鼓に使用するバチなど）
- 2) 助成対象の具体例は、別紙「魅力あるコミュニティ助成事業の対象具体例」のとおりとする。
- 3) 使用目的が重複するような備品は、対象とならない。（印刷機とコピー機など）
- 4) 同一年度に他の助成制度（市町村の助成制度を除く）に申請している事業は、対象とならない。
また、住民センター整備においては、過去に国や県などの補助を受けたために施設整備の制限がある施設については、対象とならない。

2. 申請について

- 1) 区長会や連合会などの複数自治会で構成されている組織（自治会の上部組織）が実施団体となる事業の申請も認める。
ただし、イベント等で一時的に設置された組織は除く。
- 2) 申請件数については、各市町村につき 1 件までとし、①備品整備、②住民センター整備（新築）、③住民センター整備（改築・改修）及び④備品整備・住民センター整備（改築・改修）のいずれかとする。
ただし、合併した市町村については、合併した市町村数を上限にその範囲の数だけ申請することができる。また、その場合は、優先順位を決め、申請書にその順位を記載すること。
- 3) 申請する際は、備品の保管場所及び対象施設工事の実施場所を明確にすること。
- 4) 住民センターを新築する実施主体は、原則、認可地縁団体でなければならない。

3. 事業変更について

- 1) 市町村は、申請のあったコミュニティ組織に対し、当初の申請どおり事業を実施するよう指導すること。
- 2) やむを得ない事情により、事業を変更する場合、要綱第 6 条の規定により、変更交付申請をしなければならない。
ただし、以下の場合において、変更における差額が当初の対象経費の 10%以内であれば変更交付申請を省略することができる。
また、その場合においても、事前に事務局あてその旨連絡し、省略について協議しなければならない。
 - ① 見積合せ又は入札による差額が生じた場合。
 - ② 申請当初予定していた備品が生産、販売中止などの理由により購入できないため、同等品を購入する場合。
 - ③ 住民センター整備において軽微な設計変更の必要が生じた場合。
- 3) 当初の申請額よりも事業費が減額となっても、その差額を備品の追加購入や、住民センターの追加工事等に充てることはできない。
- 4) 交付決定後、助成額を増額変更することは、原則、認めない。

4. 実績報告及び助成金の受入について

- 1) 事業終了後に提出する実績報告の最終提出期限は、2月末日までとする。
(本協会は、出納閉鎖期間がなく、事業期間が4月1日～3月31日までのため。)
- 2) 実績報告書に添付する歳入歳出予算書の写しは、予算区分を下記のとおりとする。

歳入科目	歳出科目
雑 入	負担金補助及び交付金

また、計上する金額は、**本協会からの助成額**を計上し、本事業の助成金であることが分かるよう下記のとおり明記すること。なお、明記できない場合は、補足資料として内訳書を併せて添付すること。

【記載内容】公益財団法人(※1)群馬県市町村振興協会 魅力あるコミュニティ(※2)事業助成金
(※1) (公財) も可 (※2) コミュニティも可

5. 社会貢献広報活動について

- 1) 助成を受けたコミュニティ組織は、協会が指定する方法でサマージャンボ等宝くじ及び宝くじの社会貢献活動について、住民に周知すること。また、本協会が指定する方法以外（他の助成制度のラベル貼付等）は行わないこと。
- 2) 住民センターを整備したコミュニティ組織は、市町村の協力のもと、実施翌年度のサマージャンボ等宝くじ発売時に、本協会で配布するチラシを回覧し、宝くじの社会貢献性を住民に周知すること。
- 3) 市町村は、本事業の住民向けの説明会などで、住民に対しサマージャンボ等宝くじの意義や仕組みなど周知すること。
- 4) 市町村は、事業完了後に広報紙等を活用し、本事業及びサマージャンボ等宝くじを紹介する記事の掲載等に努めること。
- 5) 市町村は、本事業の財源であるサマージャンボ等宝くじについて、販売促進のための広報活動（発売期間中の広報紙掲載やHP掲載）に積極的に取り組むこと。

1 判断基準

- 地域のコミュニティ活動に寄与する備品整備や住民センター整備を対象とする。
- 以下は対象とすることは難しい。

(1) 備品整備	・グレードが高いもの	・娯楽性が高いもの	・特定の人が使用するもの	・市町村が整備すべきもの	・建造物にあたるもの
(2) 住民センター整備	・必要不可欠ではない(緊急性が低い)もの	・機能上問題ないが、外装上の見栄えをよくする工事			

2 具体例

- [表の見方] ■ 対象となるものが必ず採択されるわけではない。 ■ 優先順位は考慮していない。 ■ 仕様グレードは標準モデルとする。 ■ 単価3万円未満のものでも複数組み合わせることにより一式扱いにする。

(1) 備品整備

●対象となるもの (例)

①一般備品

ア. コミュニティ行事関連	
祭り行事	・提灯 ・法被 ・太鼓 ・半天 ・やぐら ・子ども御輿 ・踊り浴衣 ・小鼓 ・発電機
体育行事	・屋外テント ・物置 (※)・音響設備 (マイク、アンプ、CDプレイヤー、スピーカー等)
一般集会行事	・長机 ・椅子 ・椅子収納台車 ・座卓
展示行事	・展示パネル
廃品回収行事	・車載スピーカー
イ. 集会施設関連	・エアコン(※) ・ファンヒーター ・コピー機、複合機 (※) ・ウォシュレット(※)
ウ. 地区生活安全関連	・防犯灯
自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な備品等	
エ. 防災関連	・防災用物置 ・消防ホース格納庫 ・消防ホース ・毛布 ・発電機
	・担架 ・リヤカー ・浄水器 ・仮設トイレ ・救急セット ・水中ポンプ
	・移動かまど ・トランシーバー ・投光器 ・救助工具 ・防水メガホン
	・アップスライダー ・テント ・ハロゲンライト ・防災ジャンパー ・ヘルメット
オ. その他	上記以外のもので、その地域の事情に応じて助成することが適切だと思われる備品等

②伝統芸能備品

古くから地域に根ざした伝統芸能関連備品の購入及び修繕を対象とする。	
・獅子頭 ・太鼓	・山車 ・神輿 ・山車人形 ・人形衣装 ・神楽面

●対象は難しいもの (例)

娯楽性が高いもの	・テレビ ・DVDレコーダー ・カラオケセット	・電子レンジ ・ポット ・掃除機 ・食器棚
通常施設運営に必要なもの	・給湯器 ・ガスコンロ ・冷蔵庫 ・カーテン ・絨毯 ・消火器	
必要不可欠でないもの	・プロジェクター ・スクリーン ・加湿器 ・空気清浄器 ・ホワイトボード	
特定の人が使用するもの	・黒板 ・ベンチ ・屋外遊具 ・芝刈り機	
グレードが高いもの	・事務机 ・金庫 ・パソコン ・デジカメ ・スポーツ大会ユニフォーム	
市町村が整備すべきもの	・太陽光発電	
建造物にあたるもの	・A E D	
	・山車小屋	

(2) 住民センター整備

●対象となるもの

①新築

「災害、高齢化・少子化」に対応した施設で、新築又は建て替えるものを対象とする。

②改築・改修

住民センター本体を改築・改修するものを対象とする。
なお、「災害、高齢化・少子化」対応を優先とする。
・階段改修 ・トイレ改修 ・外壁改修 ・屋根補修 ・基礎補修

●対象外

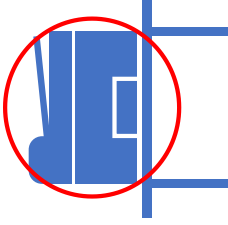
住民センター本体の直接工事費のみを対象とする。
用地の取得費、土地の造成費、建物の解体費、外構工事費、その他事務経費等は対象外とする。
また、増築工事、太陽光パネルの設置も対象外とする。

本表はコミュニティ事業の必要性を判断したものではなく、助成の対象になりうるか否かを示したものである。

(※) については、補足を参照のこと。

(※)魅力あるコミュニティ助成事業対象具体例 補足

次の4点を申請する場合は、下記事項をよく確認し、添付漏れがないよう注意してください。

	エアコン	ウォッシュレット	物置	複合機、コピー機、プリンター
対象について	・部屋の広さに適した能力で、壁掛け式の標準グレードを対象とする。 ・壁掛け式が設置できない場合は、申請書に理由を記載すること。	・標準グレードを対象とする。 ・便座交換タイプは備品整備、新設もしくは便器全体の交換の場合、住民センター整備で申請すること。	・標準グレードを対象とし、物置＋固定ブロックなどの置き台までを対象とする。	卓上型  スタンド型 ・下記イラストタイプ(卓上型)で標準グレードのものを対象とする。
標準グレード以外を希望する場合について	オプション品については、住民負担とする。(例:物置の棚、複合機の追加トレイなど) 申請書に理由を記載すること。なお、希望するグレードと標準グレードとの差額は住民負担とする。			
添付書類	・カタログの写し(次の①～④が記載されていること。) ①カタログの表紙 ②メーカー名 ③品番 ④グレードが確認できる比較表 ・標準グレード以外を希望する場合は、差額が確認できるよう、標準と希望するグレードの両方の見積書 ・室内機の設置場所及び部屋の広さを示した図面(量、㎡) ・壁掛け式が設置できない場合は、設置できないことが示せる写真及び図面 ・設置場所の所有者がわかる書類(コミュニティ組織が、物置を設置できる土地であることを確認できるもの。)			